第24年度 第7回 石巻市震災復興推進本部会議要旨

日 時: 平成24年6月25日(月)

 $9:30\sim10:20$

会場: 庁議室

[報告事項]

1 宮城県代行による災害公営住宅設計業務の施行について(災害公営住宅計画)

(震災復興部基盤整備課)

災害公営住宅の早期整備に当たり、本市職員のマンパワーが不足している状況にあることから、吉野町一丁目地区(約160戸)及び渡波字黄金浜地区(約60戸)における設計業務及び地質調査業務について、宮城県が代行して施行するもの(位置図等については資料図面参照)。

2 独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく災害公営住宅建設等の要請について(災害公営住宅計画) (震災復興部基盤整備課)

報告事項1と同様に、災害公営住宅の早期供給を実現するため、大街道西二丁目地区(約20戸)において、独立行政法人都市再生機構が設計・建設した共同住宅を買取り、災害公営住宅として供給しようとするもの(位置図等については資料図面参照)。

3 民間投資促進特区(IT産業版)の認定について(産業部産業推進課)

宮城県では、労働集約型産業であるIT関連企業、コールセンター等の情報サービス関連産業の集積・振興と、雇用創出の拡大を目指し、IT産業に係る復興推進計画を策定の上4月25日付けで申請を行い、6月12日付けで認定を受けたもの(認定番号:宮城第7号)。

(1) 主な内容

「復興産業集積区域」については、都市計画法上の用途地域における「商業地域」及び「近 隣商業地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち、既に情報サービス関連産業が一定程度集積 している地域を設定しており、県と共同で復興推進計画を申請した(資料図面参照)。

(※ 市独自の復興推進計画として、中心市街地の復興と活性化を目的とした「石巻まちなか再生特区」が平成24年3月23日に認定を受けた(認定番号:宮城第4号)が、同特区では「IT産業」を対象業種の一つにしていることから、上記、IT産業版の集積区域を見直し、石巻まちなか再生特区と重複する区域については除外した。)

(2) 今後の予定等

平成24年6月12日の認定を受け、同日より受付を開始した。 担当窓口については、ものづくり産業版と同様に、宮城県東部地方振興事務所となる。